



田平中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

○ 目指す生徒像

校訓 「ゆたかさ ・ たしかさ ・ たくましさ」		
ゆたかさ	たしかさ	たくましさ
互いに認め合う生徒 (個性を認める)	共に学び合う生徒 (他者と協働し、課題を解決する)	心身を高め合う生徒 (体力の向上に励む)

～ いじめの根絶に向けて ～

学校生活に関係するすべての者が「誰一人ともいじめて良い理由やいじめられる理由などなく、いじめは絶対に許さない。」という強い心を持つ。

【不登校・いじめ対策委員会(校内)】	【不登校・いじめ対策委員会(校外)】						
校長、 教頭、 教務主任、 生徒指導主事、 学年主任、 養護教諭、 SC(スクールカウンセラー)、 関係学級担任 SSW(スクールソーシャルワーカー) 等	<table><tr><td>学校</td><td>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭</td></tr><tr><td>PTA</td><td>会長、副会長、各学年代表</td></tr><tr><td>地域</td><td>健全育成会会長、校区理事、主任児童委員、 区長会長、民生児童委員(代表)</td></tr></table>	学校	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭	PTA	会長、副会長、各学年代表	地域	健全育成会会長、校区理事、主任児童委員、 区長会長、民生児童委員(代表)
学校	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭						
PTA	会長、副会長、各学年代表						
地域	健全育成会会長、校区理事、主任児童委員、 区長会長、民生児童委員(代表)						

【いじめの未然防止】

☐ 教職員 ・ 事例研修会を実施するなどして、 職員の指導力の向上に努める。 ・ 道德教育の充実を図る。 ・ 基本方針の周知・評価を行う。 ・ 課題予防的生徒指導を行う。 (開発的生徒指導)	☐ 生徒 ・ 人権意識と生命尊重の態度を育 み、身に付けさせる。 ・ 「自ら考え、正しく判断し、進んで 行動する」意識を身に付けさせる。	☐ 保護者・地域 ・ 言葉や行動によって人を傷つける ことの重大さを日頃から伝える。 ・ 地域の体験を通して、集団の一員 としての力を身に付けさせる。 ・ 自他の持ち物を大切に扱うことが できるように育てる。
--	---	---

【いじめの早期発見】

☐ 教職員 ・ 生活アンケートや日々のやり取り から、生徒の心の動きに絶えずアン テナを張り続ける。 ・ 学校環境を整え、生徒の安心・安 全な学校生活を支援する。	☐ 生徒 ・ いじめを絶対に許さないという態 度を持ち続けさせる。 ・ 困っていることや不安なことは小 さなことでもすぐに大人に相談・知 らせるように指導する。	☐ 保護者・地域 ・ 子どもとの会話を多くする。 ・ 服装や持ち物に気を配る。 ・ 家族の中で何でも相談できるよ うな雰囲気普段から作る。
---	--	--

【いじめに対する措置】

☐ 教職員 ・ いじめと疑われる行為を発見した 場合はすぐさまその行為を止める。 ・ いじめられた生徒や知らせてくれ た生徒の心身の安全を確保する。 ・ いじめをした生徒へは毅然とした 態度で指導を行う。 ・ 全職員で共通理解をする。	☐ 生徒 ・ 「観衆」や「傍観者」の中からいじ めを抑止する「仲裁者」が現れるよ うに指導・支援を行う。 ・ 「傍観者」の立場にいる生徒もい じめているのと同様であると認識さ せる。	☐ 保護者・地域 ・ 家庭での様子を学校に知らせ、学 校と連携して問題解決を図る。 ・ 学校や家庭でなかなか話すこと ができない状況であれば、SC や SSW、心理・福祉などの外部の専 門家の活用を検討する。
---	--	---

再発防止に努める。